

食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響 評価について

令和8年10月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において定められている。今般、次の1から8の農薬等に係る残留基準の設定に当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データ等は別添2のとおりである。

なお、今回評価を依頼する農薬等（既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬等を除く。）については、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている。

1. スルホキサフロル（農薬）※
2. チオジカルブ及びメソミル（総和をいう。）（農薬）
3. ニテンピラム（農薬）
4. フルチアセトメチル（農薬）
5. プロパルギット（農薬）
6. ペンシクロン（農薬）
7. メソトリオン（農薬）
8. メフェントリフルコナゾール（農薬）※

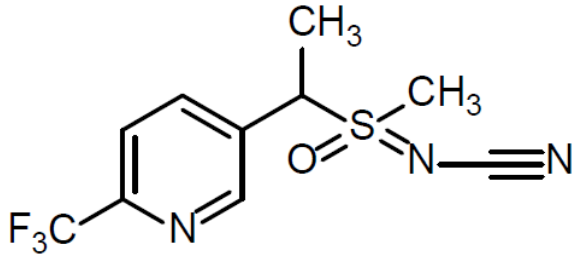
※ 既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられたため、先に食品衛生基準審議会における審議を実施したもの。

スルホキサフロル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月27日に農林水産省から通知された、**農薬取締法に基づく適用拡大申請**に伴う基準値設定の要請及び関係資料を受理。
- ・令和8年9月16日、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会(以下「農薬・動物用医薬品部会」という。)において審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	スルホキサフロル (Sulfoxaflor)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	スルホキシミン系の殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体を阻害することにより、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、りんご等 今回、パイナップル及びいちじくへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg体重/日 (2011) ARfD = 0.3 mg/kg体重 (2011)
	国際基準	ブロッコリー、ぶどう等
	諸外国	米国: アボカド、大麦等 カナダ: ぶどう、トマト等 EU: りんご、もも等 豪州: いちご、おうとう等 ニュージーランド: カリフラワー、レタス等
食品安全委員会での評価等	【1】	平成25年 8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年10月29日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	令和 3年 6月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 3年 8月31日 食品健康影響評価結果 受理
	【3】	令和 6年11月27日 内閣総理大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 6年12月 4日 食品健康影響評価結果 受理
		ADI = 0.042 mg/kg体重/日 ARfD = 0.25 mg/kg体重

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

食品安全委員会による従前の食品健康影響評価の結果により、農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	18.6	18.6
幼小児(1～6歳)	38.5	38.4
妊婦	17.5	17.4
高齢者(65歳以上)	21.0	20.9

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ～ 30	0 ～ 30
幼小児(1～6歳)	0 ～ 50	0 ～ 50

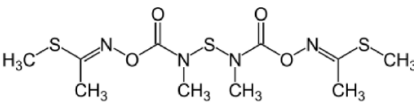
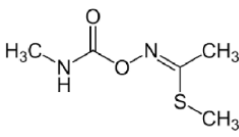
上記のとおり、従前の食品健康影響評価により設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

チオジカルブ及びメソミル(総和をいう。)

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年8月7日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	チオジカルブ及びメソミル(Thiodicarb、Methomyl)	
構造式	 チオジカルブ  メソミル	
用途	殺虫剤	
作用機構	カルバメート系殺虫剤である。昆虫の中樞神経系に存在するアセチルコリンエステラーゼ活性を阻害し、神経伝達を阻害することにより殺虫作用を有すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かぼちゃ、いちご等(メソミル)	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	<チオジカルブ> ADI = 0.03 mg/kg体重/日(2000) ARfD = 0.04 mg/kg体重(2000) <メソミル> ADI = 0.02 mg/kg体重/日(2001) ARfD = 0.02 mg/kg体重(2001)
	国際基準	りんご、もも等(メソミル(チオジカルブ及びメソミルの総和))
	諸外国	米国: 綿実、大豆等(チオジカルブ)、りんご、アスパラガス等(メソミル) カナダ: ブルーベリー、ブロッコリー等(メソミル) EU: バナナ、にんじん等(チオジカルブ及びメソミル) 豪州: ばれいしょ、トマト等(チオジカルブ)、りんご、ブルーベリー等(メソミル) ニュージーランド: あぶらな科野菜類、豆類等(チオジカルブ)、レタス、あぶらな科野菜類等(メソミル) <u>インポートトレランス申請: ブルーベリー(米国(メソミル))</u>
食品安全委員会での評価等	【1】	令和 4年12月14日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ニテンピラム

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年3月23日に農林水産省から通知された、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び関係資料を受理。
- ・令和4年8月1日に農林水産省から通知された、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び関係資料を受理。
- ・令和8年6月24日に農林水産省から通知された、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ニテンピラム (Nitenpyram)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ネオニコチノイド系の殺虫剤である。シナプス後膜のアセチルコリン受容体への作用による興奮伝達の遮断により、殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: トマト、りんご等 今回、ピーマン、レタス等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成25年12月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年10月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 5月17日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.53 mg/kg体重/日 ARfD = 0.6 mg/kg体重	

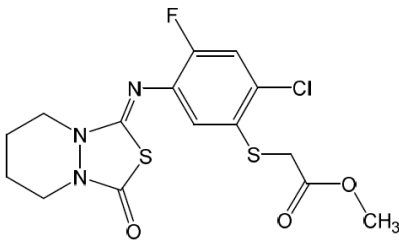
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルチアセットメチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年10月1日に農林水産省から通知された、**農薬取締法に基づく再評価**の連絡及び関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルチアセットメチル(Fluthiacet-methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	イソウラゾール系の除草剤である。葉緑体中のクロロフィル生合成経路の酵素を阻害することにより、除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物: とうもろこし及び大豆	
	使用方法: 雑草茎葉散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: とうもろこし、大豆等 カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成23年11月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年12月 2日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成28年10月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 1月17日 食品健康影響評価結果 受理
ADI = 0.001 mg/kg体重/日		
ARfD = 設定の必要なし		

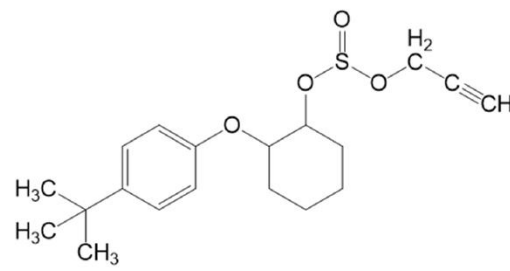
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロパルギット

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年10月1日に農林水産省から通知された、**農薬取締法に基づく適用拡大申請**に伴う基準値設定の要請及び関係資料を受理。
- ・令和8年10月1日に農林水産省から通知された、**農薬取締法に基づく再評価**の連絡及び関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロパルギット(Propargite)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	亜硫酸エステル系の殺虫剤である。ミトコンドリアのATPアーゼ阻害及びモノアミン酸化酵素阻害により、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、もも等 今回、みかんへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg体重/日(1999) ARfD = 設定の必要なし(1999)
	国際基準	トマト、核果類等
	諸外国	米国: ばれいしょ、オレンジ等 カナダ: りんご、すもも等 EU: オレンジ、茶等 豪州: りんご、核果類等 ニュージーランド: かんきつ類、核果類等
食品安全委員会での評価等	【1】	平成19年 3月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	令和 2年12月14日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 3年 6月 8日 食品健康影響評価結果 受理
		ADI = 0.0098 mg/kg体重/日
		ARfD = 1 mg/kg体重

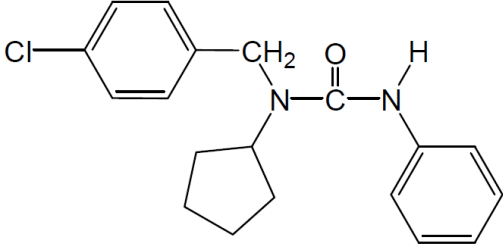
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ペンシクロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年10月1日に農林水産省から通知された、**農薬取締法に基づく再評価**の連絡及び関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ペンシクロン(Pencycuron)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	尿素系の殺菌剤である。菌糸の成長を停止させ、形態に異常を発現させることにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、ばれいしょ等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	EU: かんきつ類、レタス等 豪州: ばれいしょ 米国、カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成15年 7月 1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 9月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年10月16日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	令和 3年 5月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 3年10月 6日 食品健康影響評価結果 受理
ADI = 0.053 mg/kg体重/日		
ARfD = 設定の必要なし		

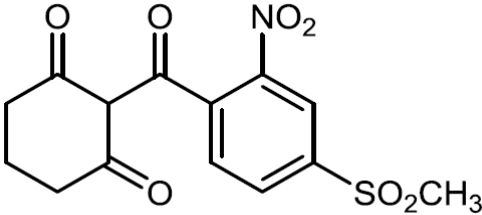
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メソトリオン

1. 今回の諮問の経緯

- 令和8年10月1日に農林水産省から通知された、農薬取締法に基づく再評価の連絡及び関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メソトリオン (Mesotrione)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリケトン系の除草剤である。植物のカロチノイド生合成系に關与する酵素を阻害し、白化症状を発現させることで、植物を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: とうもろこし及び水稻	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.5 mg/kg体重/日(2019) ARfD = 設定の必要なし(2019)
	国際基準	アスパラガス、かんきつ類等
	諸外国	米国: とうもろこし、アスパラガス等 カナダ: とうもろこし、大豆等 EU: とうもろこし、さとうきび等 豪州: アーモンド、アスパラガス等 ニュージーランド: とうもろこし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成19年 4月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 3月26日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成26年 7月 1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 2月 3日 食品健康影響評価結果 受理
ADI = 0.003 mg/kg体重/日 ARfD = 設定の必要なし		

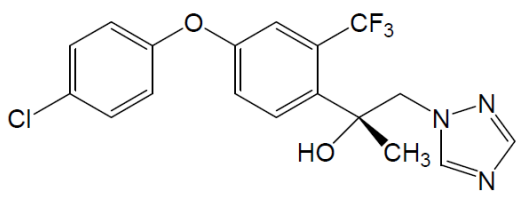
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メフェントリフルコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月30日に農林水産省から通知された、**農薬取締法に基づく適用拡大申請**に伴う基準値設定の要請及び関係資料を受理。
- ・令和8年6月8日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく**インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和8年9月16日、農薬・動物用医薬品部会において審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メフェントリフルコナゾール (Mefentrifluconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。病原菌の細胞膜のステロール生合成阻害剤の一種で、ステロール生合成におけるC14位の脱メチル化を阻害してエルゴステロールの生合成を阻止することによって、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、ぶどう等 今回、トマト、きゅうり等への適用拡大申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.04 mg/kg体重/日 (2021) ARfD = 0.3 mg/kg体重 (2021)
	国際基準	アーモンド、アボカド等
	諸外国	米国: さとうきび、らっかせい等 カナダ: りんご、グレープフルーツ等 EU: りんご、もも等 豪州: アボカド、バナナ等 ニュージーランド: 大麦、ぶどう等 インポートトレランス申請: その他の果実、ホップ (EU)
食品安全委員会での評価等	【1】	令和元年 5月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 1月14日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	令和 4年 8月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 4年10月26日 食品健康影響評価結果 受理

		ADI = 0.035 mg/kg体重/日
		ARfD = 設定の必要なし

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

食品安全委員会による従前の食品健康影響評価の結果により、農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI／ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	22.4	24.1
幼小児(1～6歳)	48.0	46.3
妊婦	22.3	23.7
高齢者(65歳以上)	25.2	27.4

上記のとおり、従前の食品健康影響評価により設定されたADIを超えないことを確認した。なお、ARfDは設定の必要なしとされている。

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【スルホキサフロル】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験

【チオジカルブ及びメソミル】

- ・作物残留試験
- ・JMPR 評価書(2009)
- ・JMPR 報告書(2009)
- ・米国(EPA)評価書(2020)

【ニテンピラム】

- ・作物残留試験
- ・神経毒性に係る考察

【フルチアセットメチル】

- ・再評価に係る資料

【プロパルギット】

- ・再評価に係る資料

【ペンシクロン】

- ・再評価に係る資料

【メソトリオン】

- ・再評価に係る資料

【メフェントリフルコナゾール】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験
- ・土壌残留試験